

会員の皆様へ

新年あけましておめでとうございます。今年も期待される技師会を目指して会員の皆様と一緒に活動していきますのでご支援のほどよろしくお願いたします

さて、日本放射線技師会会誌 11 月号に日本放射線技師会定款改正案が掲示され、12 月中旬に、この定款を改正するための平成 18 年度総会の委任状が届いております。本会は昨年も定款改正について、本会としての考え方をまとめ日本放射線技師会役員のみならず各都道府県技師会へも送り判断を仰いでおり、また地区会には会長、副会長がお訪ねし、この件について説明し協力を求めてまいりました。

さて今回提案されたこの定款改正案は 10 月の日放技理事会にて決議され、また都道府県技師会長会議においても説明承認を受けた案です。前回と違って改善された箇所も多々あり、評価できる点もあるのですが、まだまだ 21 世紀の技師会の定款としてはふさわしくないところが多いのです。本会ではこの扱いについて 12 月 26 日（火）臨時理事会を開催し、定款改正案の良否をきちんと評価し会員の皆様にご呈示することを決議しました。今回の日放技定款改正の問題点は、「所在地の変更」と「厚生省 厚生労働省」の 2 点に留まらず、それ以外の内容に多くの改変を行おうとしていることとあります。細かな指摘は別表をご覧になっていただきたいが、その中でも特に無視できない点がいくつかあります。

1. 会員の権利の条項がない

追加すべき事項として会員の権利をあげる。公益法人制度改革として会員の福利厚生は削除すべきという執行部の意見であるが、会費を支払っている会員の権利として事業への参加、図書刊行物の受理、選挙権、被選挙権などは明記すべきである。

2. 役員の選出方法

会長を含めた役員は理事の互選ということになっているが、理事の選出方法について何の記述もない。そして理事の人数にも問題がある。理事数が最大の 32 名であっても、そのうち会長・副会長・常務理事があわせて 17 名いるので、それ以外の理事は理事会において半数に満たない。これは実質的に常務理事会で決定したことは理事会で否認できないことを意味し、ブレーキとしての役割を果たすことができない。この問題を解決するために早く役員の選出規程を提示してほしい

3. 総会において代議員のみを民法上の社員としていること

これは一般会員の権利を剥奪すると考える。仮に代議員を民法上の社員とするのであれば、会員の意志を忠実に反映できる代議員で構成されねばならないが、代議員の選出方法について何も書かれていない。しかも、代議員には役員も含まれる旨の記述（21 条）がある。全国から選出される代議員ひとりあたりが会員 100 名以上を代表していることになるが、そこに役員が加わって、役員ひとりあたりが同じ 100 名分の影響力を及ぼしてしまうことは許してはいけないことだと思う。代議員の選出規程の提示が求められる。

この定款改正の創案が独断専行ですすめられてきており、会員の意見を取り入れる柔軟な運用と情報公開が不十分なことを併せて、社団法人埼玉県放射線技師会は、社団法人日本放射線技師会定款改正案には反対を表明するものである。

平成 19 年 1 月 10 日

社団法人埼玉県放射線技師会


会長 小川 清





副会長 磯田一巳、堀江好一






常任理事 橋本里見、田中達也、岡田義和、清水文孝、田中 宏、川田俊彦

理事 塚田高志、尾形智幸、結城朋子、角田喜彦、矢部 智、土田拓治、宮野勝典、小島康一、萩元 孝、中村正之、志田智樹

日本放射線技師会定款改正案に対する埼玉県放射線技師会の見解

	改正(案)	改正点	評価	埼放技の見解
第1章 総則				
第1条 (名称)	本会は、社団法人日本放射線技師会と称する			
第2条 (事務所)	本会は、主たる事務所を東京都港区浜松町2丁目4番1号世界貿易センタービル31階に置き、各都道府県に従たる事務所を置くことができる。	* 事務所所在地の変更		本会は、主たる事務所を東京都港区浜松町2丁目4番1号世界貿易センタービル31階に置き、 理事会の承認を得て 各都道府県に従たる事務所を置くことができる。
第3条 (目的)	本会は、会員の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学および診療放射線技術の向上発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって国民保健の維持向上に寄与することを目的とする。	* 「及び」を「および」に		第〇〇条の項目名における「及びは」現状維持でよい
第4条 (事業)	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う	* 「次に掲げる」を「次の」		
	1. 会員の職業倫理の高揚			第3条(目的)と重複しているのもっと具体的な事業名が望ましい
	2. 診療放射線学および診療放射線技術の向上発達			
	3. 診療放射線技術を医療科学技術として確立するとともに診療放射線技師の生涯教育の実施			
	4. 診療放射線学に関する研究と啓発	* 「啓蒙」を「啓発」		
	5. 診療放射線学および診療放射線技術に関する国際協力	* 現定款の第6項「会員の福利厚生」は公益法人の目的として適切でないこと を削除		
	6. 本条の主旨を目標とした図書印刷物の刊行	* 「前各号」を「本条」に		
	7. その他本会の目的達成に必要な事業	* 「7項」を「6項」に「8項」を「7項」に		
		* 第1項から第7項の末尾の読点 削除		
第2章 会員				
第5条 (種別)	本会の会員は、民法上の社員とみなし、次の2種に種別する。	第2章「資産及び会計」から「会員」へ		
	(1) 正会員 診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許証を有し、本会の目的に賛同し、入会の手続きを完了した者とする。	* 会員を「正会員」と「名誉会員」の2種として、その定義を整理した。		



	(2)名誉会員 正会員の中で、本会に顕著な功績あった者で、理事会の選考を経たうえ、総会の承認を得た者とする。			
	2. 名誉会員は、正会員として享有した権利に制限は受けない。			
	3. 名誉会員は、本会の重要会務について諮問に応える義務を負う。			
第6条 (入会)	第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書により、本会に提出し、会長の承認を受ける者とする。	* 会員の入会時の手続等について、都道府県技師会経由を削除した。また入会の可否について本人に通知することとした		文章をよくわかるように修正すべきである :「入会申込用紙を用いて」と修正
	2. 入会は、別に定める方法により、その可否を決定し、所定の手続きにより本人に通知するものとする。			
第7条 (会費)	正会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない	* 会費納入の義務について規定し、その詳細は、総会で定めることにした(会費を年度当初に納めることは会員として当然の義務ということから、納入の時期は		会費納入規程として総会でなくて理事会決議で行うべきである
第8条 (会員の責務)	会員は、職業倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。			
追加(会員の権利)	追加			公益法人制度改革として会員の福利厚生は削除すべきという意見もあるが、会費を支払っている会員の権利として事業への参加、図書刊行物の受取、選挙権、被選挙権などは明記すべきと考える
第9条 (会員の資格喪失)	会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。	* 会員の資格喪失について整理した		
	(1) 本会を退会した場合			
	(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合			
	(3) 会費を納入しない場合			
	(4) 本会を除名されたとき。			
第10条 (退会)	本会を退会しようとする者は、退会届用紙に所定の事項を記入し、本会に提出するものとする	* 退会の時の手続きを簡略化した * 都道府県技師会の経由と会長の承認を削除した		



第11条 (除名)	会員が次の各号の一に該当する場合は、会長は総会の議決を経て除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。	* 総会の議決を経て除名することができるし、弁明の機会を与えることにした(現行:理事会での議決)		理事会決議でなく総会決議になったことは評価できる
	(1) 本会の定款又は規則に違反した場合			
	(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合			
第12条 (会費の不返)	既納の会費は、過払いおよび二重払いの場合を除き返還しない	* 会費の返還理由を明文化した		
第3章 役員				
第13条 (種類及び定数)	本会に次の役員を置く、 理事20名以上32名以内 監事2名	* 理事および監事の定数を明示し、併せて会長、副会長、常務理事の定数を明記した		理事数に幅がありすぎる。人数に根拠がない
	2. 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、14人を常務理事とする。			立候補制にすべきである
第14条 (選任等)	理事および監事は、総会において選任する。	* 役員の選任方法と役員の異動時の取扱をと届け出を明記した		理事の決め方が不明。会員の意見が反映できるシステムにすべきである
	2. 会長、副会長および常務理事は、理事の互選によりこれを定める。			
	3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない			
	4. 前条に定める役員に異動があったときは、2週間以内に登記し口登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届出なければならない。			
第15条 (職務)	会長は、本会を代表し会務を総理する。	* 「総括」を「総理」		
	2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した順序に従ってその職務を代行する。	* 役員の職務を定め、内容を整理した		
	3. 常務理事は、常務を分担処理する。			
	4. 理事は理事会を構成し、定款及び総会の決議に基づき本会の事業を執行する。			
	5. 監事は、次に掲げる業務を行う。	* 第5項に、監事の職務について民法の規定により定められた		
	(1) 財産及び会計の状況を監査すること。			
	(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。			

	(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は主務官庁に報告すること。			
	(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは、第4章（総会）又は第5章（理事会）の定めにかかわらず、総会又は理事会を召集すること。			
第16条 (顧問)	本会に顧問2名以内を置くことができる。	* 若干名を2名と明記した	○	任期の記載がない
	2. 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する			
	3. 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応える。			
第17条 (任期)	役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、会長にあっては、前任者の残存期間を含め通算して5期を超えることはできない	* 会長の任期については最長5期までとした	○	
	2. 役員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行う。	「理事以外の」を削除	×	第14条との整合性がとれていない
	3. 補欠選挙によって就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする		×	第14条との整合性がとれていない
	4. 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	「辞任又は」を追加		
第18条 (解任)	役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した代議員の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない	* 役員解任に関する事項を規定した(総会重視の姿勢から)	×	代議員の4分の3でなく過半数で良い。定款改正が2/3以上の議決、それより厳しい3/4ではおかしい
	(1) 心身の故障のため職務の遂行が出来ないと認められる場合			
	(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合			
第4章 総会				
第19条 (種別)	本会の総会は定期総会と臨時総会とする	* 総会の種別を規定した		
第20条 (構成)	総会は、代議員をもって構成する	* 総会の構成について規定した		
第21条 (代議員)	本会に代議員200人以上250人を置く	* 代議員に関する事項を規定した	×	代議員数が諸事情によって変動するのは好ましくない。人数、選出方法を別に定めるべきである

	2. 代議員をもって民法上の社員とする	* 代議員数の明示, 身分, 代議員の範囲を規定した.	×	代議員のみでよいのか。一般会員の権利は
	3. 代議員は、役員(ただし監事を除く)および別に定める代表者をもってこれにあてるものとする	* 代議員を民法上の社員と明示した	×	役員は議決権をもつ代議員にはなれない
第22条(機能)	総会は、この定款に規定してあるもののほか、本会の運営上に関する重要な事項を議決する			
第23条(開催)	定期総会は、毎年度、年度当初にこれを開催する	* 総会の開催事項を規程した		
	2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する	* 臨時総会の開催事項を規定した		
	(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合			
	(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があった場合			
	(3) 監事から招集の請求があった場合			
第24条(召集)	総会は会長が招集する。	* 召集に関する事項を規定した		
	2. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した電子媒体、書面などにより、少なくとも15日前までに正会員に通知しなければならない			
第25条(議長)	総会の議長は、第21条に定める代議員の中から選出する			
第26条(定足数)	総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。			
第27条(議決)	総会の議事および役員選挙は、この定款に規定するもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。			
第28条(書面評決等)	やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項を書面をもって表決し、又は他の代議員に表決を委任することができる。		◎	第28条書面表決の項は評価できる。したがって今回の委任状との矛盾点(会長は代議員ではない)が露呈された
	2. 前項の場合における第26条(定足数)および第27条(議決)の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす			
第29条(議事録)	総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。	* 議事録の内容、議事録の署名に関する事項を明記した。		
	(1) 日時および場所			





	(2) 代議員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること）			
	(3) 審議事項及び議決事項			
	(4) 議事の経過の概要及びその結果			
	(5) 議事録署名人の選任に関する事項			
	2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない			
第5章 理事会				
第30条 (構成)	理事会は、理事をもって構成する。	* 総会、理事会、常務理事会の会務を明確化し、円滑な事業の推進を図るとともに、会員の意思を最重視する立場から、理事会、常務理事会の項を設け、機能を		
第31条 (機能)	理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。			
	(1) 総会に付議すべき事項			
	(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項			
	(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項			
第32条	監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。			
第33条 (種類 及び開 催)	理事会は、定例理事会又は臨時理事会とする。			
	2. 定例の理事会は、毎年3回開催する。			
	3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当するし場合に開催する			
	(1) 会長が必要と認めた場合			
	(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合			
	(3) 監事から招集の請求があった場合			
第34条 (召集)	理事会は、会長が招集する			
	2. 理事会を招集するときは、第24条第2項(召集)の規定を準用する			
第35条 (議長)	理事会の議長は、会長がこれにあたる			
第36条 (定足 数等)	理事会については、第26条から第29条までの規定を準用する。 (定足数、議決、書面表決等、議事録)	* 定足数等、総会の規定を準用する		

第6章 常務理 事会				
第37条 (構成)	常務理事会は、会長、副会長および常務理事をもって構成する	* 常務理事会の構成を規定した		
第38条 (機能)	常務理事会は、次の事項を議決する。			
	(1) 理事会から委任された事項および緊急に処理すべき事項に関すること	* 常務理事会の機能を規定した(理事会重視を明記)		
	(2) 理事会から委任された会務運営の経常的な事項に関すること。			
	2. 常務理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。			理事会軽視しないようにしたことは評価できる
第39条 (種類 及び開	常務理事会は、これを定例常務理事会又は臨時常務理事会とする。	* 常務理事会の種類と開催を規定した		
	2. 定例常務理事会は、毎月1回開催し、臨時常務理事会は、随時必要なとき、これを開催する。			
第40条 (召集)	常務理事会は、会長が招集する			
	常務理事会を招集するときは、第24条第2項(招集)の規定を準用する。ただし、会長が緊急時と認め、これを招集する場合には、この限りではない。			
第41条 (議長)	常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。			
第42条 (定足 数等)	常務理事会については、第26条から第29条までの規定を準用する。(定足数、議決、書面表決等、議事録)			
第43条 (委員 会)	会長は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる			
第7章 財産及 び会計				
第44条 (財産 の構 成)	本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する	* 適切な財産管理と会計管理を行うために法で定められている事業計画、予算、事業報告、決算の項目		
	(1) 入会金および会費			
	(2) 寄付金	* 会費の区分に入会金を追加し、今後の事業の変革に備えることとした		
	(3) 資産又は事業により生じる収入			
	(4) その他の収入			
第45条 (財産 の管 理)	本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める			会長が定めるのではなく、理事会にて決議された方法で会長が管理する

第46条 (財産 の管 理)	財産のうち現金は、銀行もしくは 信託会社、郵便公社に預金若しく は信託し、又は堅実な有価証券 に換え保管するものとする			
	2. 会長は、総会の議決を経て不 動産を買入れ又は処分すること ができる。			
第47条 (経費 の支 散)	本会の経費は、財産をもって支弁 する。			
第48条 (事業 計画及 び予 算)	本会の事業計画及びこれに伴う 予算に関する書類は、会長が作 成し、理事会の議決を経て総会に おいて、承認を経て、かつ年度の 開始後3月以内に厚生労働大臣 に届け出なければならない。これ を変更する場合も同様とする	*「厚生大臣」を「厚生労働 大臣」に		
	2. 前項の規定にかかわらず、や むを得ない理由により予算が成 立しないときは、会長は、理事會 の議決を経て、予算成立日まで 前年度の予算に準じ収入支出を することができる。			
	3. 前項の収入支出は、新たに成 立した予算の収入支出とみなす。			
第49条 (事業 報告及 び決 算)	本会の事業報告及び決算は、毎 会計年度終了後、会長が事業報 告書、収支計算書、正味財産増 減報告書、貸借対照表及び財産 目録等として作成し、監事の監査 を受け、総会の議決を経て、その 会計年度終了後3月以内に厚生 労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の 総額に変更があったときは、2週 間以内に登記した登記簿の謄本 を添えるものとする。			
第50条 (一時 借入 金)	本会は、その予算内の支出をな すため必要があるときは、一時借 入金を行うことができる。ただし、 この借入金は、その会計年度内 の収入をもって償還するものに限 る。			理事会の議決を得て 行うできと一文を加え るべきである
第51条 (会計 年度)	本会の会計年度は、毎年4月1日 に始まり翌年3月31日に終わる			
第8章 定款の 変更並 びに解 散				
第52条 (定款 の変 更)	本定款は、総会において第21条 に定める代議員の3分の2以上 の議決を経て、かつ、厚生労働大 臣の認可を得なければ、変更する ことができない	* 定款の変更並びに解散 に関する事項についての 記載は、ヒナ型に準拠し、 また、民法の定めにも第45 条より、適切な方法とし、公 益法人として定款を適正に 管理するよう規定した		会員の民意を反映し た役員選出規程が あった上での代議員

第53条 (解散)	本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において第21条に定める代議員の4分の3以上の議決を経て本会を解散することができる。	*「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に		
第54条 (残余財産の処分)	本会の解散のときに有する残余財産は、総会において第21条に定める代議員の4分の3以上の議決を得、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。	*「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に		
第9章 事務局				
第55条 (設置等)	本会に事務局を設け事務を処理し、事務局長1名および所要の職員をおく。			
	2. 事務局長は理事会の議決を経て会長が任免し、会務に従事する。その服務に関しては別に定める。			
	3. 職員は会長が任免する。			
	4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。			
第56条 (備え付け帳簿及び書類)	事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備付けておかなければならない。	* 事務所備付け帳簿及び書類について 法で規定される事項を明記した		
	(1) 定款			
	(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類			
	(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書			
	(4) 許可、認可等及び登記に関する書類			
	(5) 定款に定める機関の議事に関する書類			
	(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類			
	(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類			
	(8) その他必要な帳簿及び書類			
第10章 補則				
第57条	この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定め	* 諸規程に関する事項も総会の議決を経ることを明確化した		
附則				
	昭和36年9月26日現在において代議員の職にある者は、同日付をもって主務官庁の変更認可を			
	第39条の規定にかかわらず昭和37年2月25日迄はその職務を行うものとする。			

附則	1. この定款は、昭和47年5月27日より施行する。			
	2. 昭和47年度の会計年度については改正後の第12条の規定にかかわらず、昭和47年1月1日から昭和48年3月31日までとする。			
	3. この定款の施行の際、現に役員である者の任期については、改正後の第26条第1項の規定にかかわらず、昭和49年3月31日までとする。			
附則				
	1. この定款は、昭和55年8月28日より施行する。			
附則				
	1. この定款は、昭和63年7月15日より施行する。			
附則				
	1. この定款は、平成 年 月 日より施行する。			

	評価
	賛成
	一部修正可
	大幅修正要
	否